

青森県報

第三千三百六十号

平成二十三年
三月九日
(水曜日)

目次

告 示

家畜伝染病検査の実施	（畜産課）	一
右 同	（ 同 ）	二
右 同	（ 同 ）	二
右 同	（ 同 ）	二
右 同	（ 同 ）	二
右 同	（ 同 ）	二
右 同	（ 同 ）	二
右 同	（ 同 ）	二
右 同	（ 同 ）	三
右 同	（ 同 ）	三
右 同	（ 同 ）	三
右 同	（ 同 ）	四
右 同	（ 同 ）	四
右 同	（ 同 ）	四
右 同	（ 同 ）	四
右 同	（ 同 ）	五
家畜伝染病薬浴の実施	（ 同 ）	五
潜水調査業務の競争入札参加資格	（水産振興課）	五
出先機関		
土地改良区の役員住所変更	（三八地域局）	一〇

告 示

青森県告示第二百一十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成二十三年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの（生後九十日未満のものを除く。）

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後九十日未満のものを除く。）

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については凝集反応検査（急速凝集反応）、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第二百一十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

平成二十三年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨ一ネ病発生予防のため

実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、スクリーニング法による検査、エライザ法による検査又はヨ一ニン検査

青森県告示第二百三三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成二十三年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項に基づき届出の対象となる牛
実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第二百四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成二十三年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬
- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬
- 3 実施区域内で競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬
- 4 実施区域内で飼育又は放牧等している馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第二百五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬パラチフス検査を受けることを命ずる。

平成二十三年三月九日

青森県告示第二百五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬パラチフス検査を受けることを命ずる。

平成二十三年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的
馬バラチフス発生予防のため

二 実施する区域
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第二百六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性子宮炎検査を受けることを命ずる。

平成二十三年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性子宮炎発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び細菌検査

青森県告示第二百七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚コレラ検査を受けることを命ずる。

平成二十三年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

豚コレラの発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第二百八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

平成二十三年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オーエスキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第二百九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成二十三年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第二百十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成二十三年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第二百十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

平成二十三年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第二百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成二十三年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第二百十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり牛の薬浴を受けることを命ずる。

平成二十三年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

牛体ダニ駆除（タイレリア病発生予防）のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で放牧されている牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 薬浴の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、噴霧又はブアオン

青森県告示第二百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十三年六月一日から平成二十五年五月三十一日までの間において、潜水調査業務（水域においてスクーパー潜水器を用いて潜水し、水域中の底質や生物の採取、観察等を行い、県に採取物、撮影写真・ビデオ、観察スケッチ、測定記録等を成果品として納入する業務をいう。以下同じ。）の委託契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、同令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第三項において準用する同令第百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十三年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、次のとおりである。

1 潜水調査業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。

2 三に規定する潜水業者資格審査申請書（添付書類を含む。）の重要な記載事項について記載し、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。

3 潜水調査業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

二 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十三年四月一日から同年五月二日までとする。ただし、申請者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

三 資格審査の申請の方法

資格審査の申請は、潜水業者資格審査申請書（第一号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、農林水産部水産局水産振興課へ提出して行わなければならない。

- 1 会社概要（第二号様式）
- 2 経営規模総括表（第三号様式）
- 3 潜水調査等実績調書（直前二年分）（第四号様式）
- 4 潜水技術者等経歴書（第五号様式）
- 5 潜水器具・装置の設備状況（第六号様式）
- 6 貸借対照表（直前二年の各事業年度における決算によるもの）
- 7 損益計算書（直前二年の各事業年度における決算によるもの）
- 8 申請者の登記事項証明書等
- 9 納税証明書（次に掲げる税目について、未納、滞納がないことの証明）
 - (一) 法人の場合
 - 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税
 - (二) 個人事業者の場合
 - 消費税及び地方消費税、個人事業税、個人住民税

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

五 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、四の規定による通知において指定する日から平成二十五年五月三十一日までとする。

六 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、潜水業者資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（第七号様式）を提出しなければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 所在地又は住所
- 3 代表者の氏名
- 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

第1号様式

青 森 県 知 事

殿

平成 年 月 日

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

潜水業者資格審査申請書

青森県が行う潜水調査業務の受託に係る資格の審査について、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

会社概要

- 1 商号
- 2 所在地
- 3 設立
- 4 資本金
- 5 営業種目

経営規模総括表

商号又は名称	直前第2年度分決算		直前第1年度分決算		年間平均実績高 (1)+(2) _____
	年 月 日から 年 月 まで(1)	千円	年 月 日から 年 月 まで(2)	千円	
平均生産額 又は販売額					2
区分	直前決算時	剰余(欠損) 金処分	計	決算後 増減額	合計
資本金					
積立金 (準備金)					
次期繰越利益 (欠損金) 計					
自己資本金					
職員数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他(単純労 務等)職員 人	計	人
	流動資産()千円 _____ × 100 =				
	流動負債()千円 _____ %				
営業比率					
営業年数	創	業	現組織への変更	営業年数	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

(小数点以下四捨五入)

第4号様式

潜水調査等実績調書

発注者	元請け又は 下請けの別	件 名	業務履行場所	請負代金 の額	着手年月	履行(予 定)年月

第5号様式

潜水技術者等経歴書

ふりがな 氏 名					
生年月日					
本 籍					
現 住 所					
最終学歴					
資格免許	種 類	番 号	取得年月日	備 考	
職 歴					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
潜 水 調 査 等 経 歴	潜 水 調 査 等 名	潜 水 調 査 等 名	潜 水 調 査 等 名	潜 水 調 査 等 名	潜 水 調 査 等 名
従 事 期 間					
賞 罰					
上記の通り相違ありません。					
平成 年 月 日					
氏 名					
印					

(注) 資格免許欄に記載した資格について、免許証の写しを添付すること。

第6号様式

潜水器具・装置の設備状況

品名	仕	様	数

第7号様式

平成 年 月 日

青森県知事

殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

潜水業者資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届

青森県の潜水業者資格審査申請書を提出していますが、

記載事項について、下記のとおり変更したので

次のとおり営業を 休止・廃業 したので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ~ 年 月 日

廃止年月日 年 月 日

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年三月九日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理事	小笠原 賢一	旧住所 八戸市大字河原木字日計二六 新住所 八戸市日計四丁目九の五二	平成三・二・七

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭